

みき 市議会だより

164

平成30年4月20日
発行：三木市議会
三木市上の丸町10番30号
TEL 82-2000(代)
編集：市議会だより編集委員会

3月 定例会



▲ 元気いっぱいスタートを切る小学生たち（3月4日 みっきいふれあいマラソン）

百条調査特別委員会調査報告書を可決

3月定例会市議会は、2月26日から3月29日まで32日間の日程で開かれました。

2月26日には、「前三木市長主催の幹部慰労会問題に関する調査特別委員会」の調査報告書並びに同調査を終了することについて全会一致で可決しました。また、市長から各会計の平成30年度当初予算や29年度補正予算、三木市部等設置条例の一部改正など議案38件が提案されました。

3月7日、8日及び12日の3日間、質疑・一般質問を行い、12日には、議案6件（29年度補正予算5件ほか1件）について全会一致で可決しました。

29日には、三木市議会議員及び三木市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例について、選挙用自動車等に係る公費負担の引き上げを認めない修正案が提出されましたがこれを否決し、原案を賛成多数で可決しました。

残るその他の議案31件のうち、22件については全会一致で、8件は賛成多数で可決し、敬老祝金を引き下げる条例改正については賛成少数で否決しました。

また、市長から追加提案された人事案件4件について3件を全会一致で、1件を賛成多数で同意したほか、市の組織改革に伴い議員から提案された常任委員会の名称とその所管を改める条例改正を全会一致で可決しました。

さらに、請願2件のうち1件を不採択、1件を継続審査としました。

◆おもな内容◆

P 2～3

- 議案等の審議結果
- 賛否が分かれた案件
- 人事案件

P 4～14

- 質疑・一般質問
- 常任委員会審査報告（抜粋）

P15

- 議会報告会のお知らせ
- 6月定例会のお知らせ
- 行政視察の受入

P16

- 前三木市長主催の幹部慰労会問題に関する調査特別委員会（概要）

三木市空家等対策協議会条例の制定	可決(全会一致)	条 例 等
三木市国営東播用水土地改良事業基金条例を廃止する条例の制定	可決(全会一致)	
東播都市計画事業三木北部土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例の制定	可決(全会一致)	
政治倫理の確立のための三木市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定	可決(賛成多数)	
三木市部等設置条例の一部を改正する条例の制定	可決(全会一致)	
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定	可決(全会一致)	
三木市市民活動支援条例の一部を改正する条例の制定	可決(全会一致)	
法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定	可決(全会一致)	
三木市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定	否決(賛成少数)	
三木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	可決(賛成多数)	
三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	可決(賛成多数)	
三木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定	可決(全会一致)	
三木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定	可決(全会一致)	
三木市農業共済条例の一部を改正する条例の制定	可決(全会一致)	
三木市都市公園条例の一部を改正する条例の制定	可決(全会一致)	
三木市議会議員及び三木市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定に対する修正動議(提出者:板東聖悟議員)	否決(賛成少数)	
三木市議会議員及び三木市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定	可決(賛成多数)	
三木市手数料条例の一部を改正する条例の制定	可決(全会一致)	
三木市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定	可決(全会一致)	
調停の申立て等	可決(全会一致)	
農作物共済に係る危険段階基準共済掛金率の設定	可決(全会一致)	
園芸施設共済に係る危険段階基準共済掛金率の設定	可決(全会一致)	
市道路線の廃止	可決(全会一致)	
市道路線の認定	可決(全会一致)	
指定管理者の指定	別所ゆめ街道飲食物産館=(株)みきヴェルデ (期間:平成30年4月1日~平成33年3月31日) 自由が丘中公園バス待合施設=NPO法人ぴかぴかクラブ (期間:平成30年4月1日~平成33年3月31日)	可決(賛成多数)
三木市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定〔議員提案〕	可決(全会一致)	
前三木市長主催の幹部慰労会問題に関する調査特別委員会調査報告書	可決(全会一致)	
前三木市長主催の幹部慰労会問題に関する調査終了の件	可決(全会一致)	
平成30年度三木市一般会計予算	可決(賛成多数)	予 算
平成30年度三木市国民健康保険特別会計予算	可決(賛成多数)	
平成30年度三木市介護保険特別会計予算	可決(全会一致)	
平成30年度三木市農業共済事業特別会計予算	可決(全会一致)	
平成30年度三木市後期高齢者医療事業特別会計予算	可決(賛成多数)	
平成30年度三木市学校給食事業特別会計予算	可決(全会一致)	
平成30年度三木市水道事業会計予算	可決(全会一致)	
平成30年度三木市下水道事業会計予算	可決(全会一致)	
平成29年度三木市一般会計補正予算(第6号)	可決(全会一致)	
平成29年度三木市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	可決(全会一致)	
平成29年度三木市介護保険特別会計補正予算(第3号)	可決(全会一致)	
平成29年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	可決(全会一致)	
平成29年度三木市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)	可決(全会一致)	
農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めること	同意(全会一致)	人 事
農業委員会委員の任命につき同意を求めること	同意(全会一致)	
教育長の任命につき同意を求めること	同意(賛成多数)	
教育委員会委員の任命につき同意を求めること	同意(全会一致)	

賛否が分かれた案件

賛成=○ 反対=●

件名	よつ葉の会 (4名)				三木新党 (3名)			公政会 (2名)		公明党 (2名)		日本共産党 (2名)		志公 (1名)	走政 クラブ (1名)	みき 未来の 会 (1名)	議決 結果
	穂積 豊彦	初田 稔	草間 透	吉田 克典	加岳井 茂	堀 元子	泉 雄太	藤本 幸作	中尾 司郎	内藤 博史	松原久 美子	大眉 均	板東 聖悟	大西 秀樹	古田 寛明	岸本 和也	
政治倫理の確立のための三木市長の資産等の公開に関する条例の一部改正	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	●	●	●	○	○	可決	
三木市敬老祝金条例の一部改正	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	●	○	●	●	否決	
三木市国民健康保険条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	可決	
三木市国民健康保険税条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	可決	
三木市議会議員及び三木市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正に対する修正動議(提出者:板東聖悟議員)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	●	○	否決	
三木市議会議員及び三木市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
指定管理者の指定(別所ゆめ街道飲食物産館)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
指定管理者の指定(自由が丘中公園バス待合施設)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
平成30年度一般会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
平成30年度国民健康保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
平成30年度後期高齢者医療事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
教育長の任命につき同意を求めること	○	○	○	●	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	同意	
国民健康保険についての請願書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	不採択	

※1 穂積豊彦議員(よつ葉の会)は議長職のため、表決権はありません。

農業委員会委員の任命に同意

任期満了に伴い、井筒明美氏(末広)、清原義雄氏(吉川町奥谷)、小嶋茂業氏(細川町桃津)、島内裕治氏(吉川町豊岡)、末廣照雄氏(大村)、田中宗男氏(吉川町上松)、田中康博氏(別所町下石野)、長谷川いつみ氏(吉川町古川)、藤田和弘氏(岩宮)、藤原繁実氏(細川町中里)、松本昭夫氏(口吉川町久次)、鷲尾信彦氏(志染町井上)を任命することに同意しました。

教育長の任命に同意

平成29年7月から不在であった教育長に、西本則彦氏(志染町西自由が丘)を任命することに同意しました。

教育委員会委員の任命に同意

前任者の辞任に伴い、大北由美氏(志染町青山)を任命することに同意しました。

質疑・一般質問

3月7日、8日、12日に質疑・一般質問が行われ、10人の議員が質問に立ち、議案をはじめ市政全般にわたり理事者の考えをいただきました。その中から主な内容を要約して掲載します。

よつ葉の会 吉田克典

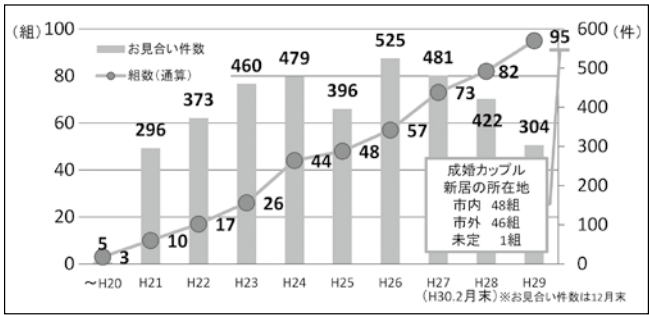
移住・定住促進

問 ①市外からの転入者が三木市を移住先として選ばれたきっかけや理由を検証しているか。また、その上で現行の制度をどのように活用していくのか。

答 ①市民課で実施している転入者へのアンケート調査の結果によると、就職や転職などを機に親族や知人からの情報をもとに選んだというのが最も大きな要因となっている。

PR動画については転入のきっかけというよりも三木市を知るきっかけになっていると考えている。

②平成20年のサポートセンター発足から30年2月末までの成婚組数は95組である。



▲みきで愛(出会い)サポートセンターでのお見合い件数と成婚数(縁結び課 行政視察資料より抜粋)

り、そのうち市内での定住組数は48組である。

また、転出の理由については30年度にサポーターを通じて調査する予定であり、結果を取りまとめ次第報告するとともに、定住促進の取組に活用していく。

問 移住・定住促進策として、不動産業者と連携を取りながら空き家バンクの整備等を行っていくのか。

答 現在は不動産業者を通じて、PRプラットフォーム等で三木市への移住希望者へ情報提供を行っている。空き家バンクについては、不動産業者との調整等の関係もあり登録件数が伸び悩んでいるため、空き家の総合的な活用を踏まえて、今後、何らかの対策を講じていく必要があると考えている。

問 空き家バンクの整備等をしっかりと行えば、三木市へ移住するきっかけにもなると考えるが、特に農村地域の空き家の対策等について、将来に向けての重点施策として捉えているのか。

答 農村地域の空き家の物件数が非常に少なく、

市外の方の希望とうまくマッチングできていないのが現状である。

単なる移住の受入れにとどまらず、空き家の利活用計画を立てていく中で、移住者向けの情報提供の方法等についても研究していきたい。

公共施設等の適正配置

問 公共施設の維持補修に關しては、まちの将来像をしっかりと見据えた上で、長寿命化や統廃合、用途変更などの手法について検討し、維持管理に必要な予算を施設ごとに算出できと考える。そこで、

①学校以外の施設について、長寿命化にかかる費用を算出し、配置の適正化に向けた計画を策定する時期を問う。

②公共施設の維持管理費を抑えるため、直ちに電気代の削減を検討される考えはあるのか。

答 ①現時点で策定済みの個別計画としては、道路、橋梁、公園、上水道、下水道施設などのインフラメンテナンス計画や三木市

公営住宅等長寿命化計画などがある。

平成30年度以降、学校・園施設における長寿命化計画を策定し、その他の施設については32年度末までに順次策定していく。

また、30年度は三木市総合計画の策定をスタートさせる予定であり、その中でまちの将来ビジョンに沿った施設配置についても整合性を図っていきたい。

②従前から、割引率を適用した価格で電力会社と契約しているが、30年3月から、前年度を大きく上回る割引率の提示を受け契約を交わした。

問 計画を進めるにあたりさまざま部署が関係すると思われるが、計画の策定のために別途プロジェクトチームを設置するのか。

答 施設の管理を行っている各担当部署において原案を作成し、全体的な調整については専任の係を設置し、そこでとりまとめる形で取り組んでいきたい。

問 計画の内容について、維持管理費用など今後将来に渡って市が負担すべ

き経費などのネガティブな要素を含むものについても、市民に対して提示していく必要があるのではないのか。

答 維持管理や改修に必要な経費、また施設の利用状況等も市民の皆様に表示した上で、御理解を得ながら計画づくりを進めていきたいと考えている。

三木新党 泉 雄太

(仮称)三木スマート インターチェンジ

問 ①交通混雑の緩和だけでは設置によるメリットが少ないと考えるが、今後はどのような活用を考えているのか。

答 ②設置によるメリットが大きい小野市にも、(仮称)三木スマートインターチェンジ準備会(以下、準備会)への参加を呼びかけるべきではないのか。

答 ①3月18日には山陽自動車道と新名神高速道路が直結し、格段に利便性が向上する道路交通網の広

域ネットワークを最大限に活用することで、産業や観光の振興など市の活性化につながり、さらには緊急輸送体制が強化されるなど、市民の安全・安心にも寄与できる。

②設置予定地が小野市との市境付近であるため、小野市にも準備会への参加を求めていきたい。

問 地元の加佐地域活性化協議会からの活用策の提案についてはどのようなように受け止めているのか。

答 土地活用や道路整備等さまざまな提案をいただいている中で、市として取り組むべき事業については実施を検討したい。

問 ビジネスにとっても非常に有利な立地となるため、民間主導で活用できるように進めてはどうか。

が向上する道路交通網の広

答 まちづくり部だけでなく市全体で検討し、市として必要と判断する施策については、実現に向け取り組んでいく。

問 今後の費用負担について問う。

答 一定のルールがあり、料金徴収施設については西日本高速道路株式会社(NEXCO西日本)が、

高速道路本線から料金徴収施設までの間は高速道路保有・債務返済機構が、料金徴収施設の外側から市道ま



▲(仮称)三木スマートインターチェンジの建設予定地及び事業費等(平成30年度予算(案)のポイント(事業集)から転載)

でのアクセス道路については接続先の自治体が負担することになっている。

問 小野市にも費用負担を呼びかけることはできないのか。

答 小野市はまだ準備会に参画していないため、まずは参画を依頼し、準備会の中で協議していく。

空き家対策

問 ①※特定空家の除却だけでなく、活用も含めた総合的な空き家対策の必要性について問う。

答 ②国の空き家対策総合支援事業の活用について問う。
③空家等対策計画の対象地域を市内全域とすることに問う。
④市の随伴補助が必要な県の空き家活用支援事業への対応について問う。

答 ⑤総合的な空き家対策に向けた人員の確保、組織体制の構築について問う。

問 ①特定空家の対応だけでなく、空き家の適正管理や利活用、相談窓口の整備などの総合的な取組が求められており、平成30年度から策定に取り組み「空

家等対策計画」に組み込んで計画的に実施していきたい。

②国の補助制度である空き家対策総合支援事業を活用するには、法に基づく協議会の設置及び空き家対策計画の策定が条件となっている。平成30年度には市内全ての空き家を対象に実態調査を行うとともに、三木市

空家等対策協議会を設置する。その協議会では、実態調査の分析を踏まえ空家等対策計画の策定に向けて審議していく。

③空き家の発生が市内全域に及ぶことから、対象地域を特定することなく市内全域を対象とする。
④現在、県の空き家活用支援事業は活用していない。今後、法定協議会を設置して審議いただく空家等対策計画の中で、県の事業も活用できるように事業メニューを充実していきたい。

⑤今後は、計画の具体化に伴う業務量を見きわめながら、推進体制の確立に向け検討していきたい。

問 国では空き家だけでなく空き地の対策も進め

ている。今後、市でも空き地・空き家対策課などの専門的な課を設置し、担当者を増やす考えはないのか。

答 空き家については、住宅施策や地域コミュニティとしての活用策、商業の活性化策、福祉施策など、さまざまな施策の中での活用が考えられる。それぞれの施策の連携も必要であるため、今後の業務量を見きわめて推進体制を検討していきたい。

※特定空家
危険、不衛生又は景観を損なう等、そのまま放置することが不適切であると認められる空き家。

公政会

中尾司郎

産婦人科医誘致助成金

問 ①このたび遅延損害金の請求に至った経緯を問う。

②助成金返還に係る当初からの弁護士費用について問う。

答 ①三木市産婦人科医院誘致助成要綱に基づき

交付した助成金5千万円について、平成20年2月21日に申請者から事業の取り下げの申し出があり、同月25日に交付決定を取り消した。

その後、20年3月27日に公正証書を取り交わし、分割払いにより返還を受けることとなり、27年5月29日に完済された。

27年6月定例市議会において当時の北井副市長が、公正証書を発動していないので遅延損害金は発生しない旨の答弁を行ったため、それ以後この件に関しては調査しなかったが、29年11月の常任委員会において議員から指摘を受け精査した結果、遅延損害金が発生していることが判明した。

これを受け、30年2月21日の常任委員会において遅延損害金が存在する旨を報告し、同月23日に債務者へ請求を行った。

②平成22年度及び23年度は弁護士費用の支出はなく、返還が滞った24年度から完済に至った27年度の間、返済についての法律相談料、債務者との交渉にか

かった費用、完済できたことに対する成功報酬など、総額で162万円を支払った。

なお、返済の遅延などについての交渉費用及び成功報酬については、当初に契約したのではなく、完済後、市から弁護士に申し出て支払ったものである。

問 遅延損害金は発生しないと判断した平成27年度当時に市が相談した弁護士は、このたび遅延損害金が発生すると判断した際に相談した弁護士と同一人物か。

答 このたび相談したのは市の顧問弁護士であるが、北井前副市長が当時どの弁護士に相談していたのかは不明である。

問 弁護士に支払った総額162万円のうち、平成28年1月6日に報酬として108万円が支払われているが、その支払いについての契約書がなぜないのか。

答 顧問弁護士に対して契約書を取り交わさずに報酬を支払うことは認められているものの、市とし

ては委託契約を取り交わす必要があったと考える。

問 三木市文書取扱規程では、訴訟に関する契約書の文書は永年保存することになっているのではないか。

答 何書がなく、請求書だけで支払いをするというのは、あつてはならない処理の仕方であると認識している。

緊急時の医療体制

問 夜間緊急時の小児科の医療体制について問う。

答 手術治療や入院加療を必要とする2次救急医療体制は、各病院の輪番制により確立している。

また、入院の必要のない軽症患者を対象とした1次救急医療体制については、日曜日の午前9時から午後5時の間においては輪番制により実施しているが、小児科の夜間や深夜帯においては、市内はもとより北播磨圏域においても確立はできていない。



▲ マグネットホスピタルを目指す北播磨総合医療センター

市としては、行政からのアプローチ及び関係機関との相互理解のもと課題解決に向け方法を模索していきたい。

問 子どもの命は地域で守るといふ強い姿勢で臨みたいが、市の考えを問う。

答 全国的な医師不足の中、播磨地域においても、研修医制度の変更によって大学から派遣されていた医師が引き上げられ、病院の運営に支障を来すなど深刻な事態に陥っていた。

そのため、マゲネットホスピタルとして優れた専門医を確保し、その専門医の指導を受けることを希望する医師を全国から集めるといふ考えのもとで北播磨総合医療センターが設立された。

現在、医師数は140名まで増えたものの、小児科部門については夜間救急に対応できていない。

これらを踏まえ、最終的には、北播磨総合医療センターが、播磨圏域で唯一の総合診療科目を有する病院となることを目指している。

公明党

内藤博史

健康福祉行政

問 ①認知症高齢者と障がい者が共に生活する共生型グループホームや、高齢者、障がい者、乳幼児が同じ施設で過ごす富山型デイサービスの必要性について、市の考えを問う。
②急増が予測される独居の高齢者への支援について、

市の考えを問う。

③聴覚や音声、言語機能に障がいがある方を対象としたNETT119緊急通報システムの導入について、市の考えを問う。

答 ①共生社会の実現に向けて共生型サービスの導入が必要と考えており、富山型デイサービスの創始者や実践者を講師に招いた講演会を開催するなどして、共生社会の理念の啓発を行っている。

②社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーターを3名配置し、公民館や市民協議会と連携して、地域の課題や解決策などを話し合う「支え合い協働会議」を平成29年度から3年計画で10地区に設置している。

また現在、支え合い協働会議を中心に地域で支援が必要な人を把握するために支え合いマップを作成し、

地域での情報共有を進めている。

さらに、市としても高齢者の相談窓口として地域包括支援センターを周知するとともに、相談体制の充実を図っていく。

③システムの導入については、近隣消防本部の導入状況や市関係部局と連携を図りながら、通信指令システムの更新とあわせて検討したい。

問 数多くの高齢者支援制度が実施されているが、市民からは、現行の制度には該当しない、または対応しきれないような困りごとが増えてきているとの声を聞く。そのような声を集約し、各制度をつなぎ合わせるなどして救済していく体制が必要ではないか。

答 そのような体制づくりは大切であると考え

る。郊外型住宅ライフスタイル研究会に参加する民間企業からの提案も活用しながら、適切なサービスの開発や普及に努めたい。

教育行政

問 ①就学前教育・保育施設と小学校が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有することによる幼小接続の推進について、取組状況と課題、今後の進め方を問う。
②小・中学校での児童・生徒への心肺蘇生教育の現状と取組について問う。
③教職員へのAED講習の実施状況について問う。

答 ①市内に勤務する保育会及びその内容を各園に持ち帰り行う園内研修を実施したほか、市内全ての就学前教育・保育施設とその近隣の小学校が連携し、行事や授業参観などで交流を行うとともに、就学に向けての連絡会を開催するなど、小学校への円滑な接続に向けた取組を行っている。

また、就学前教育・保育施設と小学校が子どもの学びの姿を伝え合う深い関係づくりが今後の課題と考えてお

り、平成30年度は兵庫県教育委員会から「幼小の円滑な接続推進事業」の指定を受け、三樹幼稚園において隣接する三樹小学校との連携について実践研究を実施するとともに、その研究成果を通して小学校との連携の推進に努める。
②小学校では平成25年度から消防本部の協力のもと、心臓マッサージやAEDの使用に関する講習会を実施し、命を守るためにいかに行動すべきかを学んでいる。



▲ 教職員を対象としたAED講習会(平成29年5月31日 別所小学校)

中学校では保健体育の学習で心肺蘇生法の手順やAEDの使い方などを学び、応急手当についての基礎的な理解を深めている。また、消防本部から講師を招き、救急救命法を学んでいる中学校もある。

③市内の全学校で、教職員を対象とした救急救命法の講習会を年1回程度実施し、心臓マッサージやAEDの使用方法について学んでいる。

また、文部科学省が作成した学校安全資料のDVDを全校に配布し、応急手当の重要性について啓発するとともに、平成26年8月には心肺蘇生等の応急手当に係る実習の実施について全校に通知し、AEDを使用した救急救命法の必要性について周知している。

三木新党 堀 元子

敬老祝金条例の一部改正

問 ①現行の条例では、77歳に7千円、88歳に1万円、99歳に2万円、100歳以上は毎年5万円が現金で支給されている。財政難を理由に、これらを半額にして物品でお渡しするという改正案であるが、特定の物品より現金の方が自由度が高い。なぜ物品に変更するのか理由を問う。

②半額相当分を物品で支給するよう変更することについて、市民にとっては突然のことであり、戸惑いの声を多く聞く。例えばいきなり半額とせずに激変緩和措置を講ずることは考えられないのか。

答 ①現在、敬老祝金は各自治会の会長を通じて支給していただいている。地区役員がお渡しするまで自宅で保管するなどの負担が増えており、その負担軽減のため現金を品物に変更し、品物の配送をシルバークリウドに委託しようと考えている。

また、品物での支給になつた場合でも、昆布やカツオ等を例として挙げているが、それに特定するものではなく、その点についても今後協議していく。

②県内29市のうち11市は節目年齢での敬老祝金制度を廃止し、21市は平均寿命を下回る77歳には支給していない。三木市では減額支給にはなるが節目の敬老祝金制度を継続し、対象者にこのたび最高齢者の男女を加えるなど激変緩和措置を講じている。

問 祝金が半額になり、別途配送料がかかることは市民の間でも不評である。また、祝金を高齢者の方にお渡しする際にコミュニケーションが生まれることから、なくしては困るシステムであるとの役員からの声もある。また、現金でなく品物に変えることにも疑問の声が多く、市民の思いに寄り添った対応に努めてほしい。

答 今後十分に関係各位のご意見をお聞きし、再度検討したい。

地域ふれあいバスと 買い物困窮者対策

問 ①地域別の運行体制について問う。

②口吉川地区では、昨年末より地区内にスーパードラッグセンターがあり、高齢者を中心に買

い物困窮者が発生している。その対策として、地域ふれあいバスの運行主体が地区外への運行を希望しているが、「その地域の中でしか走行できない」という原則が大きな壁となっている。一方、地区内に病院がない細川地区では、命に関わる問題として例外的に地区外の診療所までの運行が認められている。口吉川地区でも運行規制を緩和し、近隣の商業施設まで運行できるようにとの声が複数あるが、買い物困窮者問題の解消を図るため、柔軟な対応はできないのか。

答 ①地域ふれあいバスは、口吉川、別所、自由が丘及び細川地域の4地域で運行をしており、いずれも道路運送法に基づく市町村運営有償運送に準じた手続をとり、無償運行を実施している。

運行状況について、口吉川地域は、1日当たりの利用者数は約8名。運転や乗降介助を行うボランティア登録者数は15名。運行主体

は、口吉川ふれあいまちづくり協議会。
別所地域は、利用者数は約22名。ボランティア登録者数は10名。運行ルートは南ルート、北ルート、相野・興治・大山ルート。運行主体は別所まちづくり協議会。

自由が丘地域は、利用者数が約45名。ボランティア登録者数は41名。運行ルートは西ルートと東ルート。運行主体は特定非営利活動法人ニコニコグループ。細川地域は、利用者数は約3名。ボランティア登録



▲ 口吉川地域を運行する口吉川ふれあいバス

者数は25名。運行ルートは大二谷線及び高畑脇川線。運行主体は細川ふれあいバス。

②議員ご指摘の課題については、半年に1回開催している運行4地域との意見交換会において把握している。ふれあいバスを活用できるかどうかについては、利用者の声など地域の実情を十分に把握の上、既存の路線バスと競合しないことを前提に、国、バス事業者と慎重に協議を検討する必要がある。

問 様々な課題があることは理解しているが、買い物弱者の解消に向け市の積極的な取組の検討をお願いしたい。

答 道路運送法の枠内で運行しているため、既存の事業者、国等と調整を行い合意を得る必要がある。実現するかどうかは今後の協議次第である。また、課題に取り組みにあたり、行政と地元が協働して取り組む、地元同士で助け合うなど様々な運営主体や手法が考えられる。公共交通も踏まえ、総合的な対策、協議

がこれから必要になってくる。

日本共産党 大眉 均

農業の振興

問 ①米の直接支払交付金の廃止に伴い、山田錦の減反枠外に対する10アール当たり7千500円の市の助成金も廃止され、それにかわる新たな市独自施策について山田錦振興の助成金1千656万円と水田活用推進補助金1千300万円が計上されているが、その内容と内訳について問う。

②イノシシなどの有害鳥獣対策3千465万円について問う。

答 ①山田錦の品質向上を目的とする山田錦グレードアップ支援補助金として、出荷した山田錦の検査等級の「特上」に30キロ当たり200円、「特」には100円を交付する。

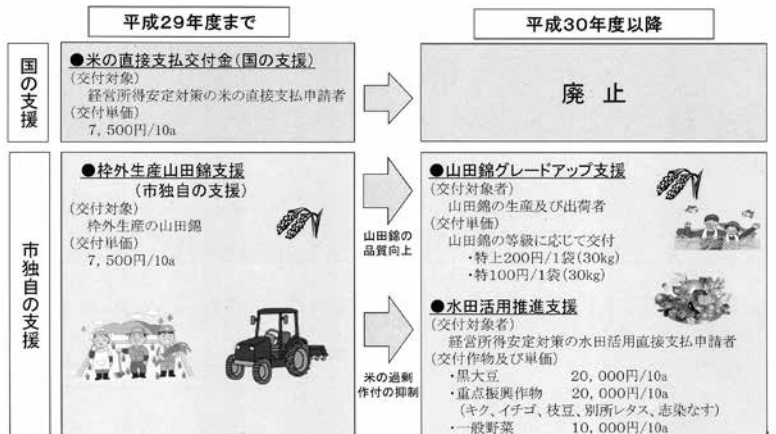
次に、水田活用推進補助金は、国の経営所得安定対策の水田活用直接支払交付金に上乘せして、黒大豆、

菊、イチゴ、枝豆、レタス、ナスなどに10アール当たり2万円、一般野菜に10アール当たり1万円を交付し、農業経営の安定を図る。

②平成30年度は金網柵を4千200メートル分、電気柵については20キロメートル分を予算措置している。また、有害鳥獣の捕獲対策としては、イノシシが500頭、アライグマを1千400頭と見込んでいる。

問 国の直接支払交付金が廃止されるため、このたびの市独自の補助金を創設しても農家の所得が減少する。山田錦以外の米は補助対象外であり、また直売所も野菜が不足している状況であるため、さらなる振興策を検討できないか。

答 市の単独施策で全てをカバーするのは困難であるが、山田錦の振興について検討するとともにその他の作物の振興も図ってきたい。



▲ 国の支援の廃止に伴う市独自の農業支援制度 (平成30年度予算(案)のポイント(事業集)から転載)

財政運営の方針と中小企業の振興

問 ①既存事業の徹底的な見直しによる経費の抑制や公共施設使用料の改定による収入の確保など、今後の財政運営の方針を検討するとされているが、公民館などの公共施設使用料の引き上げなど、市民負担の増大やサービスの低下を招くことはないのか。

答 ①市の内部事務事業を徹底的に見直す。三木市が独自で行っている国の基準や近隣市より手厚い既存の市民サービスについても見直しを行うことで経費を抑制する。財政の健全化に向け、夏ごろを目的に方針を策定し、その後関係者や市民の皆様へ説明を行う。なお、事業を見直す中で、受益者負担の原則の観点から、必要なものについては市民の皆様にも負担をしていただく場合もあろうかと思うが、十分な説明を行っていく。

②平成28年度は92件、補助金額770万円、補助対象工事費が1億3千100万円、29年度は、最終見込として81件、補助金額740万円、補助対象工事費が1億1千800万円である。要綱制定時から期限を30年3月31日としており、また利用者アンケート結果でも、補助金があるからリ

フォームをした方の割合は1割未満であることに加え、補助金のために市内業者に決めた方の割合が2割程度にとどまっている。

この制度は短期的な景気刺激策ということであり、一定の効果を得られたため、このたび廃止を決定した。

問 近隣市や国より手厚いサービスを見直すとのことだが、具体的に対象となるサービスの抽出方法や検討方法について問う。

答 まずは全事業を見直す。そして、夏ごろを目途に方針を立て、関係者の皆様へ丁寧に説明をさせていただきます。

問 住宅リフォーム助成金と事業費とを比べると、10倍以上の事業効果があったと以前から言われており、また数多くの市町でも実施されているので、引き続き継続できないのか。

答 確かに一定の事業効果があったと認識しているが、年度を重ねるごとに件数自体も減少しており、アンケートの結果も踏まえた上で廃止する判断を下し

た。今後は企業の経営革新の取組などに対し重点的に支援していきたい。

志公

大西秀樹

教育長人事

問 いまだ議会での提案もなく、また教育企画部長が教育長の職務代行を務めながら、2月からはさらにこども未来部長も兼任している現在の状況に対し、非常に不安を感じる。そこで、

①教育長不在期間中の問題点について問う。
②教育長人事決定の時期について問う。

答 ①教育長の不在期間においては、教育委員会を代表する者として教育長職務代理者を、また教育委員会の事務局を総括する者として教育長職務代理者を置くことで、教育行政

に停滞が生じないよう措置しているが、教育長が長期にわたって不在であるという事実は好ましい状態ではないと考える。
②教育長の任命については、適切な時期に議会へ提案させていただく。

問 教育長の不在期間中に問題はなかったのか。

懸案事項についてはその都度、教育委員と協議を図りながら解決してきている。

答 懸案事項についてはその都度、教育委員と協議を図りながら解決してきている。

問 教育委員会からは、教育長の早期就任を望む声は出ていないのか。

答 教育長をトップとして、教育委員会全体が一丸となって取り組むことが本来の姿であると考えている。また、教育委員会としても、早期に教育長の就任を願っているというのが総意である。

産婦人科医への遅延損害金請求

問 前市長が産婦人科医を公募し補助金5千万円を執行したが、医師から辞退の申し入れがあり1千400万円の返還がなされた。残りの3千600万円については、公正証書を作成して分割払いにより返済することとなったが、滞納した時期の遅延損害金については過去の議会でもたびたび問題になったものの、当時は遅延損害金を請求しないと答弁された。そこで、

①前市長の在職時に遅延損害金を請求しないと判断した理由について問う。
②このたび遅延損害金が発生した理由を問う。
③今後の請求に対しての取組について問う。

答 ①平成27年6月議会において当時の北井副市長が、公正証書を発動しない以上、遅延損害金は発生してはいないと答弁しており、市としてもそのよう

に解釈していたためである。
②平成24年8月1日に返済を怠った額が120万円を超えたことにより、公正証書の記載に従い※期限の利益が失われ、直ちに債務の全額を弁済する義務が発生した。これにより、全額を返済された27年5月29日までの期間、元本について遅延損害金が発生していた。

27年6月議会において、公正証書を発動しない以上は遅延損害金は発生していないと答弁したが、公正証書の発動の有無は関係がなく、訂正しお詫びさせていただきます。

③期限の利益を失った平成24年8月1日から、完済された27年5月29日に至るま



▲教育長の任命につき同意を求めることについての起立採決の様子(3月29日 本会議場)

の間、年10・95%の割合で遅延損害金が発生している。

このたび、債務者と面談し、遅延損害金1334万6千912円が発生している旨の請求書を持参して説明した。

問 平成27年5月の常任委員会である部長が、月々60万円の返済を30万円に減額したことにより公正証書の効力がそこで一旦切れるので、遅延損害金も発生しないと答弁されたが、これも考え方が誤っていたということか。

答 それについてはまだ協議の余地が残っている。

月々の返済額が半額になった時点で相手方と新たな契約を結んだこととなり、返済を怠った額が120万円を超えた場合の規定についても効力が失われたという解釈も可能だが、その点については弁護士と相談中である。

市としては当初の規定のとおり、完済までの期間で算出し請求している。

問 弁護士から回答はもらえるのか。

答 相手方からそういう主張を受けた場合の対応について法的な判断をお聞きしている。最初相談した際は、やはり完済の日までというのが弁護士の見解である。

問 返済額を60万円から30万円にすること及び公正証書を発動させないことについての伺書は存在するののか。

答 調査したが発見できていない。ただ、相手方から60万円を30万円にするという確約書のようなものは書類として残っている。

※期限の利益
設定した期限が到来するまでは返済をしなくて良いという債務者の権利。

日本共産党
板東聖悟

タクシーの営業時間
外の対応

問 夜間に救急車で運ばれ、幸い入院する必要はなかったが、迎えを頼める人がいないため、歩いて帰宅された方がおられる。

このような帰宅困難者への対応について問う。

答 タクシーの営業時間外を公共交通で対応することは、範疇を超えているため困難である。タクシーや公共交通の運行開始時間まで待つていただくようお願いしたい。

問 運行開始時間まで病院の待合施設で待つことができるののか。

答 医療機関への受け入れ交渉時に救急隊が医師、看護師へ傷病者の帰宅手段がないことを伝え配慮をお願いしている。

救急搬送後の傷病者については医療機関の対応となるが、夜間に帰宅手段のない方については診療後に診察室以外の部屋で交通機関が動き出すまで待つていただく、あるいは自力での帰宅をお願いするなど、医療機関によって対応はさまざまである。

北播磨総合医療センターでは、夜間は午前3時までには介護タクシーで対応、それ以外の時間帯については待合室などでお待ちいただいているのが現状である。

問 介護タクシーは誰でも利用できるののか。

答 一定の条件等制約がある。

問 近隣市では三田市や神戸市等で24時間対応のタクシーが運行している。三木市内で営業しているタクシー事業者にもそのような対応をお願いすることはできないののか。

答 タクシー事業者も車両数や従業員数、経費面等に制約がある。市としては声掛けはさせていただくが、実現するかどうかは最終的には事業者の判断になる。

市長の政治姿勢

問 ①国の方針と三木市民の思いが異なる場合の対応について問う。

答 ②市長は就任以来、声なき声を聞くと言われているが、聞いた後の対応について問う。

答 ①国民健康保険の都道府県の一本化について問われていると思うので、その観点から答えさせていただきます。

国民健康保険制度の改革

については、新たな地方負担や保険負担が生じないよう、国による財政支援の拡充をはじめ、国保財政基盤の強化、都道府県が財政運営の責任主体となる国保運営に伴う保険税の被保険者負担の増加に対する激変緩和措置、低所得者層に対する保険税負担の軽減制度のさらなる拡充、保険税の統一的な減免制度の創設と十分な財政措置を国に強く要望していきたい。

市としては、国の制度改革が市民や市政に新たな負担をかけることのないよう国の責任と負担で本来行うべきものと考えている。このため、市民の声を国へ届けるとともに、適正な負担も市民に求めながら、可能な限り市民負担の軽減を図るよう努めていく。

②声なき声に耳を傾けるといふ言葉は、一つの政治理念として使用しているが、少数派の意見ということではなく、声を出さずに静かに行政を応援して下さっている多くの市民の皆様の声や思いというものを示している。そうした声なき声



▲ 本会議開会日に施政方針を述べられる仲田市長
(2月26日 本会議場)

に受け止めるのがまず第一と考える。

少数者の意見については、例えば市長メールや市民の声の箱、その他さまざまな形でお聞きしていく。

問 市長の公約であっても市民の合意形成に努めなければならぬと考えるが、市長の考えを問う。

答 私を支持されない方の票も1万票近くあり、選挙に行かれない有権者の方も多くおられる。そうした方々の思いをどこまで受け止められるかは難しい問題ではあるが、4年間全て白紙委任を受けたというつもりは毛頭ない。

走政クラブ
古田寛明

人権尊重のまちづくりの推進

問 ①市民意識実態調査等の結果をこれからの人権施策にどのように活用するののか。

②このたびの三木市人権尊重のまちづくり基本計画の見直しにおける主なポイントについて問う。

③三木市人権・同和教育協議会結成50周年に当たり、記念事業は予定しているのか。

答 ①平成28年度に、人権尊重のまちづくりに向けた意識実態調査として、人権に関する市民意識調査、同和問題解決に向けた実態調査、外国人市民実態調査、男女共同参画に関する市民意識調査の4つの調査を実施した。

調査結果はそれぞれの人権課題ごとにまとめ、30年度から新たに実施する「人権尊重のまちづくり基本計画」として今後の人権問題解決に向けた施策に生かしていく。

②このたびの主なポイントは4点あり、まず、意識実態調査の結果を反映すること。次に、全庁的に連携することで人権課題の解決に向けた取組をさらに強化すること。次に、若い世代の方々に人権について学ぶ機会を提供すること。最後に、

基本計画の実施主体である市職員、教職員への研修の強化を図り、さらなる人権意識の向上に努めていくことである。

③市民や関係団体等の協力を得ながら、記念式典・展示部会、市民演劇部会、スポーツ部会、地推協事業部会の4つの部会を立ち上げ、市民の皆様幅広く参加いただけるような記念事業の準備を現在進めている。

8月に開催予定の「市民じんけんの集い」に合わせて50周年記念式典及び共生をテーマにしたシンポジウムを開催する。

問 市長自身の人権尊重のまちづくりに対する考えを問う。

答 施政方針の冒頭でも述べたとおり、時代は成長社会から成熟社会へ変化し、物の量より質、心の豊かさや生活の質の向上が求められている。まさに一人一人の人権を大切にしていることが、心の豊かさや生活の質の向上につながるかと確信している。

生涯活躍のまち推進事業

問 ①緑が丘駅前用地活用検討会の最終提案の取り扱いについて問う。

②ライフスタイル研究会からの提案はどのように具体化されるのか。

③事業の今後の方向性や内容を市民にどのように周知されるのか。

答 ①若手職員による緑が丘駅前用地の検討案については、既存の集合住宅という概念にとらわれず、地域の活性化に視点を広げ、柔軟な発想による用地の活用案を求めたものである。

今後、この検討会の案も含め、駅前用地の活用方法の検討を早急に進める。

②市の施策との整合性や進め方、財政状況などを総合的に判断し、生涯活躍のまち推進事業として推進すべきものについては順次実施する。サービスの実施に当たっては、地域に密着して活動している三木市生涯活躍のまち推進機構（以下、推進機構）が事業の計画やPRを担い、ライフスタイ





▲(一社)三木市生涯活躍のまち推進機構 緑が丘事業部

スタイル研究会自体が実施主体となり、相互に連携を図っていく。

③地域の課題やニーズに基づいた具体的なサービスの実施には至っておらず、効果も目に見えていない。また推進機構の情報発信が不十分であることも相まって、地域の中で十分に認知されていないのが現状である。これを改善するため、住民参加型の体験実践事業の実施を計画している。事業者の声を事業計画に反映させることで、より利便性の高い内容を指すとともに、サービスの体験を通じて推進機構について知っていたくことで地域への周知を図る。

ル研究会に参加する企業がノウハウやシステムを提供していき、それぞれの強みを生かして役割を分担して進めていく。

まずは、モデル地区内で小規模に実施し、サービスの検証を重ねながらニーズや費用対効果などを慎重に見きわめ、有効なサービスであると判断したのについては、改善等を加えながら他地域へ実施範囲を広げ、本格的に推進機構として事業化していく。

なお、実証実験的な事業については、国の補助金等を活用しながら市やライフ

また、まちづくり協議会を初め、既に地域で活動中の団体へも周知を図ることで、各団体の活動に広がりを持たせる。あわせて、広報機能を充実させることで推進機構の活動の認知度をアップに努める。

みき未来の会

岸本和也

カラーユニバーサルデザイン

問 ①色覚異常の方に対する、色使い等に配慮したカラーユニバーサルデザインの取組について問う。

答 ①現在、広報紙や市ホームページなどにおいて特段の配慮はしておらず、カラーユニバーサルデザインに関する市の基準も定めていない。平成30年度に予定しているホームページのリニューアルの際に、色覚異常の方も含め誰もが見やすい配色を心がけるよう、作成する各担当部署に周知するとともに、広報紙については今後色のシミュレーターアプリなどを活用して、配色に配慮して作成する。

覚、聴力、言語及び運動機能に支障がないことを確認している。災害や救急現場では、迅速かつ正確な判断が求められる、色の識別が重要になるため、検査は必要と考える。

問 カラーユニバーサルデザインに関する市の基準を定める考えはあるのか。

答 他市の事例も調査し、基準の作成の必要性も含めて今後検討していく。

問 色覚異常の程度によって、採用可否は異なるのか。

答 これまで健康診断で色覚異常が判明したことはなく、もし色覚検査で異常が判明した場合は、その結果のみで不採用とするのではなく、産業医あるいは眼科医の意見をお聞きして、就業に支障がないと認められたときには、採用することもあり得る。

問 募集要項だけを見ると、色覚異常の方は採用されないと思えられがちなので、記載内容も考慮すべきではないか。

答 色覚異常の方は受験できないという誤解を招かないよう、書き方についても今後検討していく。

市のPRの取組

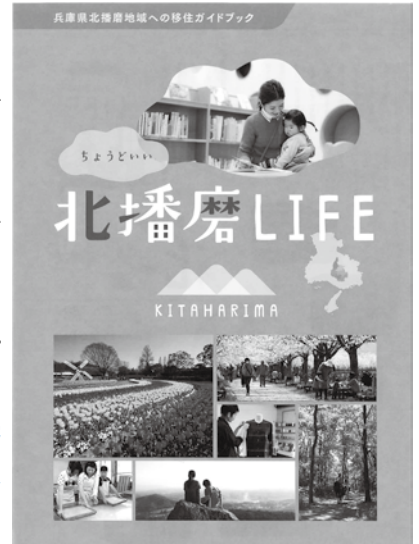
問 ①全国や海外から、金物といえば三木、山田錦といえは三木と認識してもらえないような、金物や山田錦のブランド化に向けた市の取組について問う。

答 ②若者の利用が多いファミリーストランやコンビニと協力したPRを考えてはどうか。

問 ③近隣市と人の奪い合いをするのではなく、北播磨のよさを知っていただくために、北播磨の他市と協力したPRについて市の考えを問う。

答 ①先進自治体の事例を参考にしながら本市の地域資源のブランド戦略について検討していく。

②若者をターゲットとするPRとしては有効であると



▲北播磨県民局が発行する移住ガイドブック「ちょうどいい北播磨LIFE」

考えるが、テーブルポップ
 広告、パンフレットの設置
 などにかかる経費とその費
 用対効果も踏まえながら検
 討していく。

③北播磨県民局が中心とな
 り、5市1町と各商工会議
 所が参画する北播磨広域観
 光協議会を組織し、広域観
 光パンフレットの作成など
 北播磨地域への交流人口の
 拡大に取り組んでいる。

また、移住や定住につい
 ても、同じく北播磨県民局
 が中心となり5市1町など
 が参画する会議が持たれて
 おり、移住ガイドブック
 「ちょうどいい北播磨LIFE」
 の共同作成、県外で
 開催する移住相談会の共同
 実施など、北播磨地域への
 移住者の呼び込みに共同で
 取り組んでおり、今後も引

き続き北播
 磨各市町と
 連携・協力
 し、三木市
 のPRにつ
 ながっていき
 たい。

問 三木の
 プラン
 ドだから市
 民は金物のよさ、山田錦の
 よさを知っているという先
 入観を今一度疑問視し、本
 当のよさを知っていただく
 ためにも金物や山田錦に対
 する現状の把握や意識調査
 は行っているのか。

答 小学生を対象にした金
 物の体験教室などを開
 催しているが、金物や山田
 錦のよさがどれだけ周知で
 きているかについてはアン
 ケート等の実態調査は行っ
 ていない。

問 ブランド力強化の取組
 として市や企業の役割
 を明確にし、横断的に連携
 した戦略的な計画を策定し
 ているのか。

答 中小企業振興のアク
 ションプランなどはあ
 るが、金物または山田錦に
 特化した計画は特にな

常任委員会審査報告 **抜** **粋**

総務環境常任委員会及び民生生活常任委員会の審査報告に付された意見、要望の一部をご紹介します。

北播磨総合医療センター企業団への繰出金

開業当初の見込みを大きく上回る繰出金が三木市の財政を圧迫しているため、企業団に対し赤字削減に向けて自助努力を一層求めるとともに、現行の負担割合の見直しについても積極的に働きかけられたい。

市民活動支援金

市民活動団体と市がお互い知恵を出し合い連携することで、地域づくりを推進するためのよりよい支援制度となるよう取り組まれたい。

特定空家等の管理

周辺の住環境に悪影響を及ぼしている特定空家等について、周辺住民等と十分調整を行い、専門家の意見も踏まえながら除去等の対策に取り組まれたい。

学校施設の改修

毎年さまざまな改修工事の要望書が各学校から教育委員会へ提出されているが多くが予算化されていないため、児童・生徒のために教育環境の改善を望む教職員の思いを汲み、予算編成時に優先順位について配慮されたい。

自主防災組織の育成

地元自治会等が行う自主防災訓練について、非常用食料の提供や、市職員や防災リーダー等の指導者の派遣などを引き続き行い、訓練がより効果的に行われるよう支援されたい。

産後ケア事業

医療機関との連携を図るなど支援が必要な方の把握に努めるとともに、制度の利用促進につながるよう広く周知されたい。

農業共済事業

制度の改正に伴い、農業者は加入する保険制度の選択が可能となるが、農業者が制度の内容を正しく理解し適切な判断ができるよう、周知に努められたい。

河川環境の美化

竹木の伐採後の良好な環境を維持する方法について、他市の事例を研究するとともに、事業実施箇所についても検討されたい。

◆◆◆ 議会報告会を開催します ◆◆◆

三木市議会は、市民のみなさまへの報告及び意見交換の場として、議会報告会を開催いたします。

議員 16 人が 2 班に分かれ、3 月議会の審議内容を説明するとともに、市民のみなさまからご意見をいただきます。

今回は下記の 4 会場にて、いずれも 19 時 30 分から 21 時まで開催しますので、ご都合のよい会場へお越しください。

多数のみなさまのご参加をお待ちしています。
(※事前の申込は必要ありません)



▲前回開催した議会報告会の様子(平成29年10月27日 緑が丘町公民館)

開催日	会場	担当班
4月24日(火)	自由が丘公民館	2 班
26日(木)	青山公民館	1 班
	吉川町公民館	2 班
27日(金)	細川町公民館	1 班

(班体制)

1 班	2 班
藤本 幸作・穂積 豊彦 内藤 博史・大西 秀樹 堀 元子・板東 聖悟 吉田 克典・岸本 和也 (8人)	大眉 均・加岳井 茂 初田 稔・中尾 司郎 松原久美子・泉 雄太 草間 透・古田 寛明 (8人)

あなたも議事を傍聴してみませんか？

次回定例市議事は下記の日程で行う予定です。ぜひ傍聴にお越しください。
市役所 3 階みつきホールテレビでもご覧いただけます。

6月 4日(月)	議案上程・市長提案説明
13日(水)	質疑・一般質問
14日(木)	
15日(金)	予備日
25日(月)	討論・採決等

本会議の様子を
ラジオ「エフエム三木」
(76.1MHz)
で生放送します

※臨時市議会は放送いたしませんのでご了承願います。



※いずれも午前 10 時から開催する予定です。詳しくは議会事務局までお問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

役員改選等を行う臨時市議会は5月15日(火)に開く予定です。

行政視察の受入

三木市議会では、他市町村からの行政視察を受け入れています。
平成 30 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの受入状況は次のとおりです。

月日	市町村名	委員会名・会派名	調査事項
1 月 17 日	宮城県気仙沼市	ニュービジョン21・無所属	縁結び課の取組について
2 月 15 日	大分県豊後高田市	豊山会・香友会	縁結び課の設置について

前三木市長主催の幹部慰労会問題に関する調査特別委員会 調査結果と指摘事項（概要）

●調査の趣旨

平成27年11月18日に開催された幹部慰労会及びその後の一連の市の対応については、藪本前市長自らが本会議で虚偽の答弁を繰り返して、平成27年12月8日並びに平成28年3月4日の記者発表、さらには平成28年1月3日に市が発行した「市民へのお知らせ」についても虚偽の記載があったことを認めて辞職する事態にまで発展し、その後の市長選

挙により市長が交代する結果となりましたが、いまだ明らかにされていない事実があり、また百条委員会の設置を求める請願書をはじめとして、真相究明を求める市民の声も根強いことから、特別委員会を設置して地方自治法に基づく百条調査を行いました。

●調査事項

①前三木市長主催の幹部慰労会問題に関する事項

●委員会の開催状況

昨年8月3日から、本年2月19日までの間、委員会を14回開催し、関係者に対して証人尋問を行いました。

【委員会の開催状況】

回数	開催日	主な協議事項
第1回	平成29年8月3日	・委員会の運営方針について
第2回	8月21日	・証人喚問について ・記録提出請求について
第3回	9月1日	・証人喚問について
第4回	9月25日	・記録提出請求について ・証人喚問の日程について
第5回	10月18日	・証人尋問 ・記録提出請求に対する回答について ・証人喚問順序について ・記録提出請求について
第6回	10月23日	・証人尋問
第7回	11月1日	・証人尋問 ・記録提出請求に対する回答について
第8回	11月7日	・証人尋問 ・記録提出請求について
第9回	11月8日	・証人尋問
第10回	11月13日	・委員会の運営方針について
第11回	11月28日	・記録提出請求に対する回答について ・証人喚問について
第12回	12月21日	・証人尋問
第13回	平成30年1月17日	・調査報告書の検討
第14回	2月19日	・調査報告書の検討及び採決

②三木市職員倫理審査会の審議内容に関する事項

③三木市職員賞罰審査委員会の審議内容に関する事項

④三木市長等倫理審査会の開催を求める署名活動及び審査請求書提出に対する市の対応並びに請求書の受理を拒否するに至った経緯に関する事項

●問題点及び指摘事項

1 公益通報制度の整備及びその周知

①法律等の専門知識を有する有識者で構成される第三者機関の設置

【通報者が不利益な処分を被らないようにするため、また公平・中立な立場で調査や審査を行うため。】

②外部公益通報の窓口

口の設置「市民の皆様があることで、不祥事の未然防止と市政の透明化が図れる。」

③公益通報制度の周知徹底

2 網紀肅正の徹底と職員倫理研修会の開催

3 職務権限規程の遵守

網紀肅正の通知文書や職員倫理、法令遵守に対する理解を深めるため。
今回のように、市民の税金を使って偽りの記述があった文書が発行されても、誰の責任において発行することが決定されたのか分からないという事態にならないようにするため、条例等で定めるとおり文書で残す。
以上のとおり提言を行いました。

その他にも、条例の運用や解釈などこのたび明らかになった問題点についても指摘し、今後の対応について検討するよう求めました。

●調査経費

委員会会議録の作成費用など、46万3千303円を支出しました。

●最後に

何よりもまず、市長と幹部職員との間で十分な意思疎通を行うこと、自由闊達な意見交換を行える信頼関係を結ぶことで風通しの良い組織づくりに努めることが重要であることを指摘し、一日も早く市民の信頼を回復することに努めるよう提言を行いました。
また、今後についてはこのたび明らかになった問題点について、改善策がまともれば速やかに議会へ報告するよう求めました。



▲ 第5回委員会の様子(平成29年10月18日)